

【雇用保険加入条件】

- ・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上（20 時間を含む）

週の所定労働時間は契約をする際に定めた時間が対象となるため、残業などで労働時間が一時的に 20 時間を超えた場合は、雇用保険の加入条件には該当しません。

- ・ 31 日以上（31 日を含む）の雇用見込みがある

雇用期間については 31 日以上と雇用契約書に明記されている場合はもちろんのこと、期間の定めがなく雇用される場合も含まれます。そのほか、雇用契約に更新規定があり、31 日未満（31 日を含まない）で雇止めの明示がない場合も、雇用保険の加入条件に該当します。

- ・ 学生アルバイトが雇用保険に加入できる条件

労働時間が 1 週間に 20 時間以上で雇用期間が 31 日以上続く見込みがある学生のうち、昼間の学生ではないこと又は学校を休学中であること。